

東京都エコ農産物認証要綱

制定 平成 25 年 4 月 1 日 25 産労農安第 1 号

第 1 目 的

この要綱は、「東京都環境保全型農業推進基本方針」(平成 6 年 12 月策定。平成 21 年 3 月最終改正) に基づき、環境保全型農業を推進するとともに安全・安心な農産物の生産を確保して消費者に普及するため、化学合成農薬及び化学肥料の使用を削減して栽培された農産物を認証する東京都エコ農産物認証制度について必要な事項を定める。これにより、東京都は、安全・安心な農産物を生産する農業者を支援し、化学合成農薬と化学肥料の使用削減による環境負荷の軽減を目指した農業を推進する。

第 2 東京都エコ農産物の定義

「東京都エコ農産物」とは、農業の持つ物質循環機能を活かし、環境負荷の軽減と生産性との調和に留意しながら、土づくり、化学合成農薬と化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術等を使用し、かつ化学合成農薬の使用回数と化学肥料の使用量について都の定めた基準以下で栽培され、都が認証した農産物のことをいう。

第 3 認証要件

認証を受けるためには、下記の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 認証対象農産物は、農産物の栽培に当たり、土づくり、化学合成農薬と化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術を使用していること。
- (2) 化学合成農薬及び化学肥料の使用を、それぞれ都の慣行使用基準より 25%以上又は 50%以上削減して栽培された農産物（野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類、茶等で乾燥調整したもの）及び化学合成農薬と化学肥料を使用せずに栽培された農産物であること。
- (3) 化学合成農薬及び化学肥料について、作業内容や作業日などを記した生産履歴を必要に応じて公開できること。
- (4) 農薬取締法（昭和 23 年 7 月 1 日法律第 82 号）や食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）などの関係法令を遵守すること。

第4 認証の申請

認証を受けようとする生産者は、別に定める様式により知事に申請を行う。

第5 認証の決定

知事は、東京都エコ農産物認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置し、認証申請の内容について審査を依頼し、その審査結果を基に認証の可否を決定する。

知事は、東京都エコ農産物の認証を受けた農産物の生産者（以下「認証生産者」という。）に対して、認証期間を記した認証取得証を交付する。

第6 認証期間

東京都エコ農産物の認証期間は、5年間とする。

第7 認証マークの使用

- 1 東京都エコ農産物の認証を受けた農産物（以下「認証農産物」という。）は、出荷又は販売に当たり、別に定めるところにより東京都エコ農産物認証マークを使用することができるものとする。
- 2 認証生産者は、認証農産物について認証基準に該当しなくなった場合、東京都エコ農産物の表記及び認証マークの使用を中止しなければならない。

第8 申請内容の変更

認証生産者は、申請内容に変更を生じる又は生じたとき、遅滞なく変更申請書又は変更届出書を知事に提出しなければならない。

第9 実績報告

認証生産者は、別に定める様式により、指定された期日までに、栽培の実績を知事に報告する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、東京都エコ農産物の認証に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。